

中世後期フランスにおける都市議事録研究の現状と課題 —最近の研究から—

花田 洋一郎

はじめに

中世後期のヨーロッパ都市史研究では、それ以前の時代と比べて史料の伝来数が格段に増加すると同時にさまざまな史料類型が利用可能となる。中世後期フランス都市史研究に必須の史料として、時として膨大な量が伝来する都市会計簿（租税書記録も含む）と都市議事録とがあることは周知の事実である⁽¹⁾。この2つの史料類型は都市行財政制度の分析や都市社会の実態に迫るために不可欠であり、19世紀後半以来の伝統的都市史研究または1970年代以降顕著になる都市全体史の諸成果においても重視され、在地レベルでの史料集刊行においても特権的地位を占めていた。しかしこうした強い関心にもかかわらず、それら史料の伝来状況・性格・機能などに関する史料論的考察は、フランス中世学界では驚くほど希薄であった。都市会計簿および租税記録に関しては、1970年代から歴史家の関心が強まり現在にまで続く財政史の隆盛をもたらしたが⁽²⁾、他方で都市議事録への関心は限定的で、2000年代に入ってようやく光が当てられるようになった⁽³⁾。

そこで、本稿ではここ数年次々と発表されてきている中世フランス諸都市の議事録研究について、主として史料論的観点からそれらの内容を整理したい。筆者は、2010年に発表した拙稿（注(1)参照）において都市会計簿と都市議事録との史料の特徴を考察したが、そこでの考察は都市会計簿の方に重点が置かれ、都市議事録に対しては部分的であった。本稿では前稿における不備を補うべく、都市議事録研究に資するところ大と思われる研究を取り上げて、その内容を紹介したい。そして都市議事録研究における今後の課題をいくつか提示したい。

1 都市議事録とはどのような史料か

都市議事録研究の内容を論じる前に、この史料類型に関して説明をしておきたい。都市議事録（registre des délibérations de la ville/Municipal Registers of Deliberations/Ratsprotokolle）とは、その名の通り会議の議事を記録した文書である。フランスでは、14世紀後半から国王役人あるいは都市当局（コミューン、コンシュラ、コンセイユなど、あるいはドイツ語のラート）が市政諸問題の討議と決定のために定期的に市政役人（国王役人や教会関係者も含む）を特定の場所に集めて会議を開いていた。そこでの審議と決定は冊子型の記録に筆写され、厳重に保管された。会議に列席した書記（公証人）が議事録の作成を担当し、彼は日付、場所、出席者数、議事進行、決定などをメモして、後日その内容を議事録に転写した。都市議事録という形式の史料は14世紀後半以前からも伝来しているが（本稿末尾の【表1】参照）、その多くは断片的であり内容も簡潔である。一定の書式に則り、充実した内容を備えるようになるのは15世紀からである。16世紀からは書式は確定し、記載内容も豊富になり、議事進行をかなり詳細に追えるようになるため、アンシャンレジーム期都市研究では不可欠の史料となっている⁽⁴⁾。

【表1】からも分かるように、都市議事録の伝来については南仏諸都市がより古い議事録を持っており、特にコンシュラが強力な権限を持つ地域の優位が目立つ。ラングドック、アルビジョワ、ルエルグ、ケルシー、ペリゴール地方などがそうである。1481年にフランス王国に併合されたプロヴァンス地方も同じく14世紀前半に多くの都市議事録が伝来している地域である。

都市議事録は、都市アーカイヴズを構成する重要要素の一つである。都市カルチュレールと同じく都市の記憶管理装置としての役割をもつ⁽⁵⁾。都市議事録は、市政運営・市政役人に関する情報の宝庫であり、都市共同体における集会（会議）の実践、意見の形成、決定、外部権力あるいは都市内諸勢力に対する都市の立場、都市アイデンティティの確立といった、都市制度史では接近できない側面を照射してくれる。都市議事録はまさに、「その都市固有の歴史を背負って」⁽⁶⁾おり、「現実の毎日、行

政活動のたった一つの真の姿」⁽⁷⁾をみせてくれるのである。

しかしながら、これまでの中世都市史研究が議事録の価値は認めつつも史料そのものにはさほど関心を示さなかったのには理由がある。それは都市議事録固有の史料的限界であり、「都市議事録は、議事進行を詳細に報告する真の議事録というよりも結論の摘要」(ガルニエ)にすぎず⁽⁸⁾、そして「都市議事録は、フランス都市当局を活気づかせた騒々しい議論を不完全にしか伝えない。すなわち断片的な伝来と常に変化する出来事の流れが意味することは、議題が詳細に討議されることはあっても、記録は議論の途中からであり、二度と繰り返されることなく消えてゆくということであり、その議題は都市会計簿や都市の書簡において繰り返された時にだけ取り戻すことが出来る」⁽⁹⁾という点である。都市議事録には都市が直面している全ての問題が記録されているわけではなく、議論の本質と決定プロセスが明らかにされることは非常に稀である。つまり、本当に重要なことは分からないという都市議事録の弱点は否めない。もちろんそれは市政役人には守秘義務があり、就任時に宣誓しているため、議事録にも当然のことながら機密保持という配慮が強く働くためともいえる。

しかし、他方で「都市議事録は評議会にて討議されたことや決定されたこと全てを語るわけではなく、ただ記憶にとどめたほうがよいと判断されたことのみ語る。それは、記録される可能性を持つ多様な決定の中からもたらされた熟慮の末の選択の結果である。したがって、この選択の動機を考へることが大切であり、そうすれば都市議事録の中に、そしてそれを通じて評議会がどのように自らを見せようと望んでいたかを発見することが出来る」⁽¹⁰⁾、とも考えられ、史料の弱点を逆手に取ることで市政役人あるいは都市名望家層の心性に迫ることも可能なのである。

2 フランス学界における近年の都市議事録研究

19世紀後半以降フランス各地で都市議事録の史料集刊行がなされ、都市史モノグラフにおいて活用されてきたことは既述した。20世紀後半、財政史研究の興隆から都市社会分析にも新展開がみられた。それでも中世後期都市社会経済史をリードしてきたリゴディエールは、論文集『中世における都市統治』(1993年)において住民総会や評議会などの制度研究とその関連史料の重要性と研究不足を指摘し、都市史研究には依然として多くの研究空白部分があることを強調した⁽¹¹⁾。

(1) ノエル・クレの史料研究

リゴディエールのこの提言を受けて、都市議事録の史料論を最初に展開したのはプロヴァンス諸都市に伝来する議事録を対象とするクレ論文(2004年)[4]である。彼は、プロヴァンス地方では叙述史料が欠けているのでなおさら「都市議事録はアリババの洞窟のようなもので情報の宝庫」⁽¹²⁾であると表現し、エベールのタラスコン研究を例外として、これまでこの史料そのもの、その書式や市当局の運営に関して分かることについてプロヴァンス史家は関心を持たなかったと明言する。彼は、まず都市議事録の書式から論じる。都市評議会の議事と決定の記録の形式は、13世紀のイタリア・コムーネにおいて定められた。都市議事録は公証人により作成され、コムーネ政府の運営規則を定めた手引書の中で(書式の)標準化の対象とされた。記録は3部形式を採る。①Congregatioでは、ポDESTAなどの出席者への言及、決議事項の記述、動機の説明、公証人作成の参考書類の添付、がなされる。②Consiliaは、審議であり、出席者は自由に立ち上がって意見を述べることが出来る。③Reformatioは、決定である。この決定が秘密もしくは公開投票の結果か、また全会一致か多数決かについても記載される。ポDESTA付き公証人が意見を記録し、投票結果を控えて、評議会の検閲を経て審議結果を都市議事録に筆写する。公証人文書と同様に、公証人はまず原本を作成し、次にそれをコムーネの議事録用冊子に筆写した。

プロヴァンス地方では都市議事録の出現は遅いが、議事報告(procès-verbaux)はコミュン集会と同時期の13世紀に現れていた(例えばマルセイユでは1252年の記録が伝来している)。都市は市当局における議事のコピーを保管していたが、その文書は文書保管箱の中にばらばらに詰め込まれていたため、散逸の危険にさらされていた。そのため14世紀には議事報告をベストな状態で保存するために

冊子体の議事録作成を行うようになった。最初は行財政諸記録が混合した形態であったが、徐々に議事報告のみを記録するようになった⁽¹³⁾。

都市議事録は、1人の公証人により作成される公正証書である。最初はプロヴァンス伯宮廷付き公証人が文書作成を担い、14世紀には市当局が複数の公証人を独自に雇うようになり、15世紀には市当局付き公証人を1人持つことが一般化した。都市議事録の大部分はラテン語で書かれているが、15世紀に間に徐々に俗語化が進んだ。ラテン語あるいはプロヴァンス語のどの言語で記録するか、その選択は市当局の意向であったり出来事の性質によることもあった。

議事内容から会議の流れを再構成することは非常に困難である。ただし会議の招集方法については判明する場合がある⁽¹⁴⁾。都市議事録に記録されているのは結論の摘要であり、議事報告の全てではない。評議員 *conseiller* の会議出席は義務であり、議事内容については守秘義務を負っていた。無断欠席には罰金が課された。評議員は順番で意見を述べ、他者の発言を邪魔してはならない、など細かい規定が都市毎に定められていた。会議における議決有効定数は総数の2/3であった。評議員の会議出席の熱心さは都市によって様々であったようだが、まじめに参加する傾向が強かった。評議員の大半は資産が豊かで、職種も公証人、商人が主であったようだ。

都市議事録の内容は多岐にわたり、市当局の介入領域の広さが窺える。クレは便宜的に議事録における審議内容を次の7分野に分類する。すなわち、①都市の特権保護（使節の派遣、書簡のやり取り、訴訟など）、②公共財の管理（市道管理、導水、洪水対策、教区教会の維持）、③公益への配慮（ペスト患者・癩病患者・娼婦対策にはじまり、農村の治安維持、共同放牧、労働・交換・価格・賃銀の規制、食糧供給、新規産業に関わる手工業者の勧誘、貧者・病人への援助、教育など）、④儀礼（守護聖人の祝日における祭礼、君主の入市式、聖史劇の上演など）、⑤公的秩序維持（反ユダヤ人蜂起への対策など）、⑥防衛・軍事（防備施設と戦闘行為）、⑦財政（都市財政、租税徴収と徴収様式など）、である。最後に、都市議事録は、特に会計簿、土地台帳（*cadastres*）、公証人文書とつき合わせて利用するのが望ましいとする。クレ論文には都市議事録を取り扱う上での基本知識が詰め込まれていると言えよう。

（2）カロリーヌ・ファルジェのリヨン研究

新しい研究潮流の事実上の嚆矢となったのは、リヨン議事録を主要史料としてリヨン都市エリート的心性に迫ったファルジェの『言語を鏡として見た15世紀リヨンのエリート。コンシュラ議事録に基づくリヨン評議員の実践と文化的表象』（2007年）[6]である。本書は、著者が2005年にリヨン第2大学に提出した博士論文を公刊したものである。彼女は、1416年～1520年間の都市評議会議事録43冊（リヨン都市文書館BB1～BB40、総計6200フォリオ）を、特にコンシュラを構成する都市エリートたる評議員のディスクールに注目して徹底的に読み込んでいる。

本書は3部9章構成からなる。第1部では都市文書の作成者・都市アーカイヴズの責任者である都市書記官 *secrétaire* の役割、都市議事録の作成過程と規範、都市アーカイヴズの成立と発展が論じられる。ここでは都市史で十分に考察されてこなかった都市における文書作成の担い手たる書記官（公証人出身）の活動と、都市議事録の史料論が極めて丹念に論じられている。第2部ではコンシュラのアイデンティティを論じるために、評議員の選出方法と出身家系、租税記録を用いた社会職能分析から居住地や職種を明らかにし、さらに評議員会議の日時と場所、評議員の行動規範、コンシュラを構成する2大集団である商人と法曹との対立、1447年のコンシュラ行政改革（コンソルの任期2年、毎年半数の6名を改選）が図らずも暴露した評議員による会議サボリの横行、コンシュラ文化の変容（商人と法曹との接近、文化的融合）が論じられる。第3部では、いわゆる住民総会 *assemblée générale* に比べると出席者が制限された拡大集会 *assemblées élargies*（一般住民は排除され、名望家とギルド親方が出席）を分析対象とする。本書が考察する時代枠で125回分の集会を分析し、集会の開催日時と場所、出席した評議員、その他の出席者、集会の実際の開催状況・目的・決定のやり方がまず論じられ、続いて都市議事録に記載された集会における出席者の発言に関する言語学的・社会学的考察を通

じて集会における発言が都市議事録にどのように記録されているか、発言の順番、発言を（書記官が）議事録に記載する上でどの程度の語数が使われ再構成されているか、などの問題が詳細に議論される。特に評議員はしばしば集会における参加者の発言を統制し、記録に際し書記官はかなり手を加えて再構成する様子が描かれる。こうした集会における発言のコントロールと記載時の改変は、評議員と都市住民との間に緊張関係が生じていることを浮き彫りにする。緊張関係は争いに転化し、市当局の運営は危機的状況に陥り、1515年～1521年に生じた評議員と職人との争い（職人層による評議員の不正糾弾）の展開が最後に論じられる。

都市史家にとって本書の意義は、次の3点に要約できる。第1に、都市議事録の史料価値とその多面的利用の可能性である。特に言語学的には議事録作成における、フランコプロヴァンス語（リヨン地方方言）からフランシアン語（イル＝ド＝フランス地方方言にしてフランス王権使用言語）への使用言語の交代（その意図はリヨン市当局がフランス王権の言語を採用することで都市住民との言語的差異化を図ることにあった）、都市議事録におけるラテン語・フランコプロヴァンス語の使われ方、都市議事録作成時の規範、の分析には目を見張る。第2に都市エリート層がその言葉活動を通じて議事録を都市の記憶とみなし、理想的なコンシュラ像を頑なに守ろうとするあまり閉鎖化し、危機を迎えるという市当局の愛憎うごめく世界がありありと描かれている点であり、都市エリート研究に貴重な論点をいくつも提供している。第3に評議員定例会議や拡大集会の実態解明。従来研究不足が嘆かれていたこの制度に強い光が当てられたことで、中世後期から近世初期における都市制度の動態的把握への道が拓かれた。ファルジェの研究で一環として貫かれている姿勢は、都市議事録における「話した者と書き留めた者、話されたことと書かれたこと」に注意を払うことであり、ここに都市議事録研究の新しい視点が示されている。

ファルジェは著書刊行以降も、リヨンのコンシュラ議事録を用いた研究を次々と発表している。ファルジェ[7]は、「中世における裏切り」（2009年）をテーマとする論文集に寄稿されたもので、1428年にリヨンの市政官（コンスル）12名のうちの2名がコンスル就任時の宣誓に対する裏切りにより解任され、その後も再任されなかったという、都市議事録に記載された事件を手がかりとして、市政官の裏切りの性質を論じる。コンスル就任時の宣誓内容をまず分析し⁽¹⁵⁾、コンスルの裏切り（＝宣誓違反）である会議の無断欠席を論じる。ファルジェ[8]は、「中世における助言：相談、討議、決定」をテーマとする研究集会（2010年）の報告集に寄稿されたもので、都市議事録に記載されている1514年6月29日開催のリヨン住民総会を素材にして、総会への出席者、とりわけ誰がどのように発言するのか、発言の内容はどのようなものか、を論じる。そこでは何人かの有力コンスルが多く発言し、その他のコンスルやギルド親方たちは1回発言するだけといった、議論の流れが再現され、会議における暗黙のルールが存在が浮き彫りにされる。ファルジェ[9]は、『中世における公共圏。ユルゲン・ハーバーマスをめぐる議論』というハーバーマスの「公共圏 *Öffentlichkeit*」をテーマとする論文集（2011年）に寄稿されたもので、ここではリヨン住民総会について都市議事録が語ることを論じている。分析年代枠として1410年～1470年と1480年～1510年とが分けられ、前者の時代には都市議事録における住民総会の記述は味気なく、議論の動きも伝わらず、決定の90%が全会一致で決まるという、全体的にコンシュラによる排除・検閲・操作がされていた。しかし1470～1480年代に議事報告の作成方法が変わり、会議のやり方も変わったため（その要因はコンシュラにおいて法曹が大商人に対して優位にたったことにある）、後者の時代では個別意見や反対意見が詳細に書かれ、決定は多数決で行われるようになった。発言の順番など討議におけるルールも設けられ、このルールに反対して会議を無断欠席する者も現れ、コンシュラ内での対立が浮き彫りにされるようになった。ファルジェのこのような一連の研究は、リヨンのコンシュラ議事録の恵まれた伝来状況の所産である。彼女の研究手法は都市議事録研究の可能性を大きく広げることに貢献しており、都市に限らず「議事録」と呼ばれる史料類型を取り扱う際の必須文献である。

(3) グレム・スモールの都市議事録英仏比較史的研究

都市議事録の世界を拡大した Small 論文 (2007 年) [19]については、すでに前稿 (注(1)参照) でもその内容を紹介したが、そこでの紹介は不十分であった。ここではより詳しく彼の論文の内容を紹介したい⁽¹⁶⁾。スモールの論文は、都市議事録の英仏比較およびフランス都市における議事録の機能と実践を論じたものである。彼はフランス各地の史料に目を通し、フランス全土という大きな視野でこの史料を捉える⁽¹⁷⁾。

まず都市議事録の作成状況を見ると、フランスに伝来する都市議事録の¾がイギリスのそれよりも伝来時期が早く、フランスはおおよそ 14 世紀中葉、イギリスは 15 世紀中葉である。都市議事録の性格としては、フランスは議事のみを記すが、イギリスの場合は多種多様な記録が混在する形となっている。英仏両国に共通するのは、都市議事録作成の前提として官僚制的組織の成熟、業務の拡大・複雑化があることであり、実質的な作成者としての都市書記の存在も無視することはできない (ただしこの点について、フランスでは書記は公証人であり、都市内の公証人層の中から選ばれていたようだ。他方でイギリスの場合は書記の素性は曖昧であるようだ)。

都市議事録作成普及の背景としては、おおよそ次のように整理することができよう。まずは既存の官僚制的実践 (文書作成と管理) による要請、そして都市統治組織の洗練 (会議の定例化や書記職の設置など) が関係しており、地域的事情で統治方法の強化を余儀なくされ、それに熱心に取り組んだ市当局において議事録作成が開始された。具体的な時代状況としては、英仏百年戦争が本格化する最中で市壁の構築・改築、資金調達策としての租税徴収、住民の安全確保といった諸問題に市当局は直面し、迅速な対応を求められたことが挙げられる。大多数のフランス都市においてまず 14 世紀中葉に都市会計簿が出現するが、これに 30~60 年ほど遅れて都市議事録の作成が始まった (【表 1】には 14 世紀前半に議事録が伝来する都市が挙げられているが、それらの大部分はまだ議事録としての形式を整えておらず、雑多な行財政諸記録が混在しているケースである)。したがって都市議事録には基本的に市壁内生活の維持・規制・改善、近隣村落や都市との関係、身分制議会、在地の国王役人、国王顧問会議や高等法院との関係に対する市当局の関心が読み取れる。その意味で、都市議事録は都市の固有の歴史を背負っているといえる。

都市議事録は、出来事が起きると都市書記によって自発的かつ連続的に記録される。記録の連続性はルーズリーフ形式ではなくルジストル形式で記載されることにより保証され、そのサイズは永続性と携帯性を兼備したものとされる (フォーマットは 40×30cm、30×20cm)。これには紙の普及と会計簿のより早い時期からの出現も関係している。

都市議事録の頁は基本的に会議の時間順に配列されているが、討議項目の順序は必ずしも時間順ではないので読解には注意が必要である。一部のケースでは議事の内容が縮約されて記載されていることがあることから、おそらく会議中に速記が行われ、評議会の会議終了後にすぐに都市議事録に記録された可能性がある。また書記は、会議の後ですぐに都市議事録に議事内容を記録したと考えられている。使用言語は多くの都市で俗語が使用されている。記載の標準パターンは、日時、会議の場所、出席者、決議あるいは議論内容である。

都市議事録の管理については、使用しないときは市庁舎内の文書保管庫で保管されるのが通例であった。都市議事録は基本的に無断持ち出し、無断貸し出しは認められていない。例えばルーアンでは、新評議員は都市議事録を借り出したり市庁舎から持ち出したりすることはしないことを約束した。トゥルネではある都市役人が都市議事録を私物化したかどで投獄された。リヨンでは、「関係者以外誰も都市の秘密を見つけないように」、都市議事録を借りた代訟人は市当局の文書庫に返却するように命じられた。また都市議事録は一般公開されることはなく、参照はかなり制限されていた。そして国王役人による参照要求もたびたびあった (実際、都市議事録は国王行政にとっても情報源であり、初期の修道院年代記と同様に王国の記憶であった)。時には国王役人による検閲も行われ、項目の一部が削除されることもあったようである。内部闘争が起きていた 1452 年のトゥルネでは、都市統治集団の一人の要求により都市議事録から 2 フォリオが削除されたことがあり、国王公証人の手元に保管

されるようになった。

国王行政の側でも顧問会議などの王国行政に関わる議事録作成は行われたが、断片しか伝来しておらず、都市に比べるとこの種の記録への関心は低かったようである。他の領邦君主の場合もまた議事録の伝来はわずかである⁽¹⁸⁾。

最後に、都市議事録利用時の留意点としてスモールは次のような指摘をする。都市議事録は評議員の指示を尊重した所産であり、彼らの心性と文化的実践を映し出す。都市議事録はさまざまな面を持ち、一部は都市住民に共通する面、他方で都市エリート特有の面も持ち合わせる。都市議事録の規範的側面は、行政上の偶発的出来事のみならず、文書が作成された諸状況に密接に関係する出来事も映し出す。都市議事録は都市の書かれた記録であり、書記は都市で生じた記録すべき出来事を語る。都市議事録は読み手が文字通りに読むことに満足してしまうと、現実をデフォルメして映し出す鏡に過ぎなくなる。

(4) ケベック中世研究学会機関紙における「文書と都市」特集[14](2008年)

カナダのフランス語圏であるケベック州モンリオールにはケベック中世研究学会が置かれており、カナダの中世・近世史家たちの研究発表の場となっている⁽¹⁹⁾。機関紙は本書で12巻を数え、南仏プロヴァンス地方関係の研究が多く発表されている。本書はオタワ大学のクーキー・フィアヌとケベック大学モンリオール校のミシェル・エペールの編により、フランス中世都市における文書研究、とりわけ都市カルチュレールと都市議事録を対象とする報告集である。フランス学界でも類例のない企画であり、都市カルチュレールに関しては(括弧内は執筆者)、北仏諸都市に関する概観(Bourlet)、プロヴァンス地方(Hébert)、オルレアン(Fianu)、アプヴィル(Drolet)、サン=カンタン(Hamel)、都市議事録に関してはプロヴァンス諸都市のブリニョル(Gaudreault)とバルジヨル(Law-Kam Cio)、ルエルグ・オーヴェルニュ地方の都市ロデズとクレルモン(Garnier et Preynat)、が取り上げられている。ここでは都市議事録を扱った3本の論文の概要を見て行きたい。

まずゴドロ[13]は、近年のヨーロッパ、とりわけイギリスとドイツにおけるリテラシー研究の隆盛を確認した後で、プロヴァンス地方小都市ブリニョルのコミュニオン議事録を分析する⁽²⁰⁾。分析対象となる議事録は1387年3月26日から1391年8月29日までの4年半分で、全182フォリオである。ゴドロの分析はまず書冊学的分析から始まり、5人の書記(公証人)を特定し、カイエの合冊の仕方、注記、頁付け、余白が詳細に論じられる。続いて記載形式について、導入部、出席者リスト、決定事項の記載方式に言及する。ブリニョルの議事録はラテン語で書かれている。ゴドロはラテン語の綴り、語彙の量と種類、公証人の文体を論じると共に、書体・語彙・表現の分析にも多くの頁を割いており、日常語としてのプロヴァンス語、文書語としてのラテン語という二言語併用の実態を議事録に見ようとする。最後に討議内容について整理がなされ、全108回の会議で、経済関係32%、公共財の運用10%、国王権力との関係19%、公益11%、軍事・防衛6%、評議会の運営6%、などとなっており、経済関係の討議が多いのが印象的である。結論でゴドロは都市議事録について次のように述べる。都市議事録は市当局の立法や規約作成能力を具体化するものであるため権力的手段であり、また都市及びその周辺で生じた大事件とそれに対応する評議会の決定を(議事録という記録媒体の中に)固定させることから記憶の助けにもなる。そこには都市ブリニョルと国王権力・近隣領主・諸都市との同盟・対立関係のダイナミズムが現れ、その記載内容からは市当局(コンシュラ)のアイデンティティ確立あるいは時にはその対外勢力に対する脆弱性も見取れる、とする。そして彼は都市エリート研究や記憶(memoria)研究、さらには都市文書のカルチュレール化のプロセスと都市カルチュレールの研究へと導く間テクスト性へと向かう可能性を都市議事録研究は秘めているとする。

同じくプロヴァンス地方の小都市バルジヨルを扱うロ=カム・シオ[16]は、最古の議事録(1376年～1393年、138フォリオ、ラテン語)を素材とする⁽²¹⁾。ここでも書冊学的考察から始められ、続いて評議会の運営について詳しく論じられる。そこでは評議員の選出、会議の開催数、評議員の招集方法、開催時刻、場所、異なる規模の会議、具体的な市政役職(その数は56名にもものぼる)が論じられる。

最後に都市議事録の討議内容の分析から、財政・租税、給与支払いを主とする都市統治関係、公益（食糧供給、商業、手工業、農牧業）、都市特権の維持（特に市民権認可）、バイイとの関係、都市防備施設、都市共有財産の管理（パン焼き竈、放牧地、導水管、橋・道路管理など）、治安維持、儀式の挙行などを整理・分類する。

ガルニエとプレイナとの共同書名論文[11]では、ルエルグ地方の都市ロデズのシテ地区、そしてオーヴェルニュ地方都市クレルモンの都市議事録がそれぞれ考察対象となっている。ここではコンシュラの拡大、都市住民の集会開催権利についてまず考察が行われ、続いて史料研究がなされる。ロデズのシテ地区に関しては、1456年～1457年（12 フォリオ）の1年度分⁽²²⁾、クレルモンに関しては1464年（141 フォリオ）⁽²³⁾の議事録が取り上げられる。ロデズの場合、当該年度に会議は13回開催され年度末・初頭に当たる6～7月に集中していた。評議員数は15名であり、財政問題、治安維持、都市内外との渉外活動、防備施設などが主な議題であった。ここでも評議会における議論の流れは判明せず、結論だけが記録されている。都市議事録には、一方で共通意見の覚書を保存するという意図と他方で討議の秘密を守るという意図とが共存しており、合意の産物として示された選択あるいは決定を文書化することと異なる意見が表明される討論が明らかにされないこと、との間に均衡が保たれているとする。一部の都市評議員にとって討議の秘密は必要不可欠であった。1464年のクレルモン議事録は議事報告と会計簿の混合型であり、一人の書記により作成された。他都市とは異なりクレルモンでは住民総会（chapelle と呼ばれた）開催が頻繁であり、当該年度では主に日曜に16回開かれ主に財政・租税問題を討議した（クレルモン議事録では住民総会と評議会とは別別にして議事報告が記載されていた）。クレルモン議事録は、都市共同体の構築・選択された政治的記憶の書であるとする。本論文の末尾にはロデズ都市評議会議事録（1456年6月12日～1457年8月22日）の全テキストとクレルモン都市議事録抜粋（1464年1月1日～1465年1月13日）が参考史料として掲載されている。

（5）フロラン・ガルニエのルエルグ諸都市の議事録研究

上述の共同書名論文の後、ガルニエはルエルグ諸都市（ロデズのシテ地区⁽²⁴⁾とブール地区⁽²⁵⁾、サン＝タフリク⁽²⁶⁾、ミヨ⁽²⁷⁾）の議事録と会計簿を利用して評議会開催の実態を論じる研究を発表した（[12]）。ルエルグ地方では都市評議会の会議は *convocat/congregat* と呼ばれ、評議会は、社会集団の代表組織というよりはむしろ異なる都市内諸地区（gache）の代表組織であった。ガルニエは、都市議事録から評議会の運営をまず活写し、規模の異なるいくつかの会議、案件の性格によっては都市住民や専門家の意見を聞く姿を描く。評議会における決定に関しては、特にオック語による表現の仕方に注目し、評議会における定数確保の困難、意見の表明における対話の不在や反対意見、合意形成がどのように表現されているかを分析している。最後に都市議事録の書き手である公証人、都市議事録の書式（クレ論文で整理されたイタリア・コムーネ方式）について論じ、史料の性格に触れる。ルエルグ地方諸都市でも議事録は結論の摘要に過ぎず、それは評議員が就任時に行ったコンシュラの秘密保持という宣誓による結果である。本論文末尾には参考史料としてサン＝タフリク都市評議会議事録（1386年～1387年）、ロデズのシテ地区評議会議事録（1456年～1457年）の抜粋が掲載されている。

（6）テルクのコンピエーニュ議事録研究

テルク[21]は、ある事件の報告から都市名望家・市民の意見の形成を経て都市集会による決定へといたるメカニズムを明らかにすることを目的とし、素材としてコンピエーニュ都市議事録を扱う。テルクが分析対象とする議事録は1406年6月3日～1414年7月2日の伝来最古のもので⁽²⁸⁾、同時に1398年から伝来する都市会計簿も援用する。彼によればコンピエーニュにおける会議は少なく（年8回程度、1406年～14年で40回）、評議会や住民総会は1367年からは都市が借りた館にて、1398年からは市民が都市に遺贈した一軒家において行われ、月曜開催が好まれた。会議における発言者は、出席者リストの筆頭に挙げられるサンリスのバイイ代理であり、続いて3人の都市統治者（gouverneurs-attournés）、元都市統治者、元収入役などであり、評議会の定数は22名（内10名は市政

役職経験者)であった。評議員の職種は商人が主であり、これはコンピエーニュがその年市の繁栄により商業中心地として発展していたためであろう。

都市議事録における議論の展開については、1407年5月23日の記述におけるある租税をめぐる修道院長と評議会との対立を手がかりに、評議会における討議の展開、専門家や拡大評議会・住民総会において意見を聞く、などといった評議会における決定プロセスを跡付ける。彼によれば、都市議事録の分析を通じて、①討議の力学と権力が抱える問題の現実、②良き統治の実践、③会議内における人間関係の複雑性と豊かさ、に接近することが出来、都市議事録の役目は出来る限り同意と合意を求めることにあるとする。

(7) ビジェのアルビ議事録研究

ビジェ[1]は、リゴディエール教授退職記念論文集に寄稿されたもので、アルビのコミュン議事録(1372年～1388年)を対象とする⁽²⁹⁾。第1章ではコンスルの選出方法、議事録の記載形式、開催頻度(8～11回/月)、開催場所(市庁舎)、出席者数(平均21名)、投票について論じる。都市議事録については、「覚書以上のもので法的価値を有する。1374年6月20日までは討議の後に証人の言及があった。その後の討議は執行力を持つには簡単に記載されるだけでよかった。もちろん新しい討議は過去の決定を無効にしたり修正したりすることも出来た」([1]p.117)。第2章では都市議事録の内容分析が行われ、その結果は次の4分野に分類されている。①ルエルグ・アルビ地方周辺に展開する野盗団対策、都市の防備強化、警備、②都市財政(国王課税の分担分の削減交渉、課税台帳「コンボワ」の改訂、税率決定、借入、会計監査など)、③対外関係(権力者のもとへ使節派遣、贈物)、④コンスルの日常業務⁽³⁰⁾(市政役人の任命、公共工事、風俗取締り、公衆衛生、食糧供給など)。第3章では、アルビ評議員の社会職能的分析がなされ、当該年間における総数118名のコンスルを取り上げ、職種構成(商人・公証人が中心、1/3は手工業者)とコンシュラ内の対立を論じる。ビジェ論文は、都市議事録の情報不備を会計簿や課税台帳で補う方法を実践しており、議事録と会計史料とをセットで利用することの重要性を喚起する。

4. おわりに

本稿では、2000年代に入り急速に歴史家の関心を集めてきている都市議事録と呼ばれる史料類型を取り上げて、この史料に関するクレ、ファルジェ、ガルニエ、テルク、ビジェなど中世史家による12本の研究を紹介した⁽³¹⁾。近年の研究が示すところによれば、都市議事録が都市社会の様々な様相、都市行財政の諸問題、都市役人あるいは都市名望家の実務などに関する情報の宝庫であることは誰しも認める点である。しかし他方で、都市議事録が提供する情報は完全で包括的なものでは決してなく、むしろかなり部分的であること、また市当局が直面する諸問題に対してどのようなプロセスを経て意見を集約し、合意を形成し、結論を導いたのか、決定のプロセスはほとんど分からない、という都市史研究の史料としては致命的とも言える弱点を持つこともまた確認されており、こうした都市議事録に関する史料論的認識は今や都市史家により共有されているとあって良いだろう。

こうした史料の不備は別の史料と組み合わせて分析することである程度まで補うことができる。それはガルニエ[12]やビジェ[1]が実践したように、都市会計簿や租税史料を援用することである。都市議事録には記載されていないかあるいは簡単にしか言及されていない出来事が、都市財政の支出項目に詳細に記載されていることは珍しいことではない⁽³²⁾。都市会計簿に対する史料研究がにわかにならぬ都市史家の関心を集めた1990年代に、都市財政史・国家財政史研究が同時に一気に進んだように⁽³³⁾、都市議事録研究もまた都市カルチュレール研究と歩調を共にして今後大きく進展すると思われる。

最後に、都市議事録研究の可能性について次の三点を挙げることで課題と展望に代えたい。一つは、都市議事録に書かれた言葉、参加者の発言、議事の進行、欠席者対策、といった、会議の社会史ともよべるような視点である。他の史料類型では垣間見ることのできない中世名望家あるいは下層民の生きた声が見えてくる可能性がある。しかしこの点の追究は都市議事録がかなり詳細に書かれている

ことが前提であり（リヨンのように）、そのような都市議事録はそれほど多く伝来してはいないと思われる。

二つ目は、都市議事録の多くが百年戦争に伴う社会不安の只中に作成が開始されていることから、自らその内容には都市内におけるさまざまな困難に対応する評議会の姿が映し出されている。現代的な観点から、市当局の危機管理の実態を窺い知ることが出来る。

三つ目は、都市会計簿や租税帳簿など他の史料類型から、都市議事録に書かれていないことを見つけ出して、そこから都市議事録に書かれたことと書かれていないことを分析することで、そこから市当局の考える都市運営と現実の運営とのズレを析出することができる。こうした作業を通じて、都市議事録に書かれた世界は都市名望家にとってどのような世界なのか、そして現実はなぜ捨象されたのか、彼らの心性に迫ることが出来る。換言すれば、都市の記憶管理の現場作業に迫ることが期待できるのではないだろうか。

注

(1) 拙稿「中世後期フランス都市行財政諸記録の性格と機能について—都市会計簿と都市議事録を中心に—」『西南学院大学経済学論集』44-4、2010年、87-123頁。

(2) 拙著『フランス中世都市制度と都市住民—シャンパーニュの都市プロヴァンを中心に—』九州大学出版会、2002年、7-36頁。

(3) 1970年代頃から盛んになる都市全体史においても都市議事録が大いに活用されているケースは少なくない。いくつか代表的な研究としては以下のものが挙げられる。B. Chevalier, *Tour, ville royale 1356-1520. Origine et développement d'une capitale à la fin du Moyen Age*, Paris, 1975; M. Hébert, *Trascon au XIVe siècle, histoire d'une communauté urbaine provençale*, Aix-en-Provence, 1979; P. Flandin-Bléty, *Essai sur le rôle politique du tiers-état dans le pays de Quercy et de Rouergue (XIIIe-XVe siècle). Consulats et relations consulaires*, thèse de droit, Paris, 1979, 2vol. dactyl. ; Robert A. Schneider, *Public Life in Toulouse, 1463-1789 from Municipal Republic to Cosmopolitan City*, Ithaca/NY, 1989; M. Potter, *Le gouvernement d'un village en Provence: Tourves: 1379-1397*, Cahier de l'Association d'Histoire populaire Tourvaine, Tourves, 2000; D. Rivaud, *Les villes et le roi. Les municipalités de Bourges, Poitiers et Tours et l'émergence de l'État moderne (v.1440-v.1560)*, Rennes, 2007.

なお本稿では考察範囲を2000年後半の業績に限定しているため内容を論じることはしないが、2000年前半に発表された都市議事録研究として、ヴィルフランシュ (Carret[2])、ドラギニャン (Clarke[3])、アルビ (Defolief[5])、トロワ (Mérat[17])、ルーアン (Lardin[15])、ドル (Theurot[20]) がある。また Gallof[10]は、システロン都市評議会議事録 (Archives communales de Sisteron, BB90) を用いて、都市の外交政策 (特定問題をめぐる市政役人の有力者のもとへの出張、使節派遣など) を論じる小論である。また Nadrigny[18]はトゥールーズの議事録 (1414年~1420年) [Archives municipales de Toulouse, BB2~BB8] に基づくトゥールーズ市政官 (カピトゥール) の戦争認識に関する研究である。トゥールーズ周辺におけるフランス王の戦争、フォワ伯とアルマニャック伯との争い、イングランド軍との対立などを、議事録で使用される語彙を通じて論じている。

なお前掲拙稿「中世後期フランス都市行財政諸記録の性格と機能」において参考文献に掲載できなかった議事録史料集として、次の一点を付け加えておく。C. Bébéar et H. Dubois, (éd.), *Le livre des délibérations de la Grande Saumerie de Salin (1466-1481). Transcription du Ms. 1 B187 des Archives départementales du Doubs*, Instrumenta 13, Ostfildern, 2004.

(4) ここで日本における都市議事録を扱った最近の研究に簡単に触れておこう。フランス中世都市に関してはほとんどないが、ドイツ中世都市に関しては次の業績を参照。林毅「中世都市ケルンにおける「新任参事会員の宣誓」と「参事会議事録」」『阪大法学』48-6、1999年、225-230頁；神寶秀夫「ドイツ領邦絶対主義形成過程における中間的諸権力—領邦都市マインツの場合(下)(完)—」『史淵』140、2003年、195-236頁；同『中・近世ドイツ都市の統治形態と変質—帝国自由都市から領邦都市へ—』創文社、2010年。フランス近世都市に関しては都市社会分析に必須の史料であることが常識となっており、小山氏のリヨン、高澤氏のパリ、宮崎氏のトゥールーズ、永井氏のルーアンが議事録を活用した作品として挙げられる。小山啓子『フランス・ルネサンス王政と都市社会—リヨンを中心として—』九州大学出版会、2006年；高澤紀恵『近世パリに生きる—ソシアビリテと秩序—』(世界歴史

選書) 岩波書店、2008年; 宮崎揚弘『災害都市トゥルーズ—17世紀フランスの地方名望家政治—』岩波書店、2009年; 永井敦子『16世紀ルーアンにおける祝祭と治安行政』論創社、2011年。

(5) Fargeix[6]pp. 121-147.

(6) A. Molinier, *Villes languedociennes(XVe-XVIe siècle)*, J. -P. Poussou et P. Loupès, éd., *Les petites villes du Moyen Age à nos jours. Hommage à Georges Dupeux*, Paris, 1987, p.149.

(7) A. Rigaudière, *Saint-Flour, ville d'Auvergne au bas Moyen Age. Étude d'histoire administrative et financière*, t.1, Paris, 1982, p.342.

(8) Garnier[12]p.294.

(9) Small[19]pp.44-45.

(10) Gaudreault[13]p.171.

(11) A. Rigaudière, *Gouverner la ville au Moyen Age*, Paris, 1993, pp.504-509.

(12) Coulet[4]p.227.

(13) 会計・租税記録や勅令など様々な行財政諸記録が混ざり合った形態から、議事のみを記録するようになってゆくプロセスについて、システロン、ディーニュ、マルセイユなどの事例が詳しく論じられている (*Ibid.*, pp.229-231)。

(14) タラスコンでは教会の鐘を3度打ち鳴らして会議を招集、トゥロンでは都市布告役が前日に通りを歩き回ってトランペットを吹いて会議招集を知らせた。エクスでは特別な招集方法を取らずに、毎週土曜日に日の出と共にアウグスティヌス会修道院の参事会広間に集まって会議を開く慣わしであった (*Ibid.*, p.235)。

(15) 1447年の改革文書 (RCL2, p.530) では、共同体に対するコンスルの義務について3つを挙げている。すなわち、①都市をうまく誠実に管理・統治すること (すなわち都市の利害、公益のために決定を行うこと)、②招集されたら集まること (すなわちコンシュラの会議には欠かさず出席する)、③決まったことについては秘密を守ること (すなわち決定前に起きた討議や論争について口外しない)。また都市議事録の末尾に筆写された1489年の文書では(BB19, fol 132v-133)、都市コンスルを選出する際にギルド親方が従うべき指針として13の基準を列挙しており、コンスルとして理想の人間であるための基準 (リヨン出身、有徳、公正、名誉、豊かさ) に加えて、公益よりも私利を優先することのないように、縁故採用、複数の同族者のコンスルへの同時選出、複数年度での役職留任、国王役人・リヨン大司教役人経験者の選出、などの禁止事項を挙げている (Fargeix[7]274-275)。

(16) 前掲拙稿「中世後期フランス都市行財政諸記録の性格と機能」、100-106頁。

(17) スモールには、この論文の他にトゥルネ都市評議会 (=Consaux) 議事録を利用した論文がある。

G. Small, *Centre and Periphery in Late Medieval France:Tournai, 1384-1477*, in Ch. Allmand, Ed., *War, Government and Power in Late Medieval France*, Liverpool University Press, Liverpool, 2000, pp.145-174.

(18) フランス王権は、1318年、1320年、1413年に議事録作成を指示している。また1433年と1454年にはブルゴーニュ公フィリップ・ル・ボンも議事録作成を命じている。アンジュー伯とブルターニュ公もまた議事録作成を命じたが断片が伝来するのみである。国王顧問会議の議事録は、1455年3月~6月、1484年3月~7月、1484年8月~1485年1月の3つの断片があるのみである (Small[19]pp.48-49)。

(19) カナダにおける30年にわたるフランス中世史研究の動向については、M. Hébert, *Médiévistes canadiens et archives provençales:Trente ans de recherche*, dans *Histoire et Archives*, t.18, 2005, pp.9-22を参照。なおこのケベック中世研究学会のHPは、<http://www.er.uquam.ca/nobel/semq/semq.html> である。

(20) Archives communales de Brignoles BB1.

(21) Archives départementales du Var à Draguignan, BB1.

(22) Archives départementales de l'Aveyron, série 2^E 212BB2, fol.195-206v.

(23) Archives départementales de Puy-de-Dôme, 3^E500/125.

(24) Archives départementales de l'Aveyron, série 2^E 212 Cité BB1(1405-1442)-BB3 (1463-1479)

(25) Archives départementales de l'Aveyron, série 2^E 212 Bourg BB2(1365-1375)-BB6 (1486-1504)

(26) Archives départementales de l'Aveyron, série 2^E 216BB1(1376-1385)-BB11 (1483- 1511)

(27) Archives municipales de Millau, BB1(1470)-BB3(1567~).F. Garnier, *Un consulat et ses finances Millau(1187-1461)*, Paris, 2006, p.62.

(28) Archives municipales de Compiègne, BB1.

(29) Archives municipales d'Albi, BB16(1372.10.23~1382.9.10), BB17(1382.9.15~1388. 8.23).この内、1372年~1382年のアルビ議事録は Defoliet[5]により詳細に検討されている。

(30) 都市議事録では時として重要な出来事は議論されない。例えばアルビでは重要な戦闘である Thuriès 攻囲戦は議事録での言及はわずかであるのに対して、会計簿では詳細な記述がある。実際、コ

ンスルは日常業務の多くを評議会に意見を求め、支持を得ることなく処理していた。確かにアルビ議事録はアルビ住民の生活を正確に反映するものではなく、最も日常的な側面は無視されている。しかしその代わりに市政役人が解決しなくてはならない頭を悩ます諸問題を明らかにしてくれる ([1]p.130)。

(31) 本稿は都市議事録に焦点を当てているためその他の機関が作成した議事録には配慮していない。もちろん都市以外にも議事録は存在する。大学行政、司教選挙、サンス大司教管区公会議に関してはそれぞれ以下の研究が参考になる。Th. Kouamé, *Ex communi consensus omnium magistrorum. Enjeux et fonctionnement des congregationes dans les université de type parisien (XIIIe-XVe siècle)*, dans M. Charageat et C. Leveleux-Teixeira, (éd.), *Consulter, délibérer, décider. Donner son avis au Moyen Age (France-Espagne, VIIe- XVIe siècles)*, Toulouse, 2010, pp.222-252 ; V. Julerot, *Donner son avis, est-ce toujours bien utile? Prises de position et prise de décision dans les elections épiscopales à la fin du Moyen Age en France*, dans M. Charageat et C. Leveleux-Teixeira, (éd.), *Consulter, délibérer, décider. Donner son avis au Moyen Age (France-Espagne, VIIe- XVIe siècles)*, Toulouse, 2010, pp.253-266; Ch. Barralis, *La delibération dans les conciles de la province de Sens au XVe siècle: libre débat ou parole hiérarchisées?* dans M. Charageat et C. Leveleux-Teixeira, (éd.), *Consulter, délibérer, décider. Donner son avis au Moyen Age (France-Espagne, VIIe- XVIe siècles)*, Toulouse, 2010, pp.267-279.

(32) 1970 年代以降の中世都市史に関する国家博士論文ではそうした手法が実際に実践されていたが、当時は史料そのものの性格をひとつひとつ見極めるプロセスは省かれており、個別史料の史料論は実質的に捨象されてきたといつてよい。

(33) 拙稿「フランス中世都市財政史研究の動向－1990 年代のフランス学界－」『西南学院大学経済学論集』35-4、2001 年、21-55 頁。

【表 1】フランス中世に関して伝来する最古の都市議事録の年代と都市

1318	Marseille	1386	Reillanne	1449	Nantes
1307	Saint-Omer	1388	Aigueperse	1450	Chateaufort
1322	Martel	1389	Rouen	1451	Les Baux
1327 以前	Aix-en-Provence	1390	Tourves	1452 以前	Lille
1327	Villefranche de Rouergue	1395	Toulon	1453	Niort
1329	Gourdon	1396	Berre	1454	Nice
1337	Brignoles	1399	Pamiers	1457	Saint-Cannat
1340	Trets	1400 以前	Brusque	1456	Douai
1341	Dijon, Sisteron	1400	Tende	1460	Valensole
1345	Agen	1402	Beauvais	1461	Cordes, La Ciotat
1346	Montferrand	1405	Rodez-Cité	1463	Aubegne-Villefranche
1351	Aix-en-Provence	1406	Bordeaux Amiens	1464	Sainte-Tulle Clermont
1352	Carpentras	1412	Poitiers	1465	Saint-Paul de Vence
1352	Bergerac	1415	Digne	1469	Le Mées
1354	Martigues	1416 以前	Lyon	1470	Millau
1355	Arras, Orange, Apt	1417	Châlons-en-Champagne	1472 以前	Compiègne
1358	Cajarc	1417	Tours Mantes	1472	Vence
1361 以前	Périgueux	1420	Seurre Pourrières	1473	Castellane
1365	Rodez-Bourg	1421	Béthune	1474	Bayonne Folcalquier
1366	Béziers Manosque	1422	Reims	1477	Six-Fours
1368	Moustiers	1423	Grasse Bargemon	1477	Lisieux Foix
1369	Dragignan	1426	Arles Signes Abbeville	1479	Angers
1370	Tarascon	1427 以前	Lodève	1482	Lectoure
1372	Albi, Avignon	1429	Troyes	1482	Châlon-sur-Saône
1374	Toulouse	1431	Le Luc	1483	Graveson
1376	Saint-Anthonin Barjols	1434	Contes	1486	Mane
1376	Saint-Flour Saint-Affrique	1435	Bourg-en-Bresse	1488	Roumoules
1379	Castres	1437	Chartres	1489	Les Saintes Maries
1385	Tournai	1447	Barbentane	15 世紀末頃	Aurillac

典拠：Small[19]pp.53-56 ;Coulet[4]p.232.

参考文献目録

- [1] J. -L. Biget, Délibération et decision:le consulat d'Albi 1372-1388, dans C. Leveleux- Teixeira et al., (Textes réunis par), *Le gouvernement des communautés politiques à la fin du Moyen Age*, Paris, 2011, pp.111-134.
- [2] M. Carret, La gestion de Villefranche aux XV^e et XVI^e siècles d'après les registres consulaires de la ville, dans *Bulletin de l'Académie de Villefranche-en-Beaujolais*, no 24, 2001, pp.51-60.
- [3] H. B. Clarke, Commune et communauté:l'administration municipale à Draguignan au XIV^e siècle(1369-1383), dans *Bulletin de la Société d'Études scientifiques et archéologiques de Draguignan et du Var*, t.41, 2001, pp.13-58.
- [4] N. Coulet, Les délibérations communales en Provence au Moyen Age, dans C.Carozzi et H. Taviani-Carozzi, (dir.), *Le médiévistes devant les sources. Questions et méthodes*, PUP, Aix-en-Provence, 2004, pp.227-247.
- [5] E. Defolie, Albi au bas Moyen Age d'après un registre de délibérations municipales (1372-1382), dans *Revue du Tarn*, série 3, no 176, 1999, pp.701-730.
- [6] C. Fargeix, *Les Élités lyonnaises du XV^e siècle au miroir de leur langage. Pratiques et représentations culturelles des conseillers de Lyon, d'après les registres de délibérations consulaires*, De Boccard, Paris, 2007.
- [7] Ead., Trahir la ville, trahir le consulat:le respect de leur serment par les consuls lyonnais du XV^e siècle, dans M. Billoré et M. Soria, (dir.), *La trahison au Moyen Age. De la monstrosité au crime politique(Ve-XVe siècle)*, Rennes, 2009, pp.273-280.
- [8] Ead., Paroles et rituels d'assemblées à Lyon au début du XVI^e siècle:réflexions sur l'assemblées générales du 29 juin 1514, dans M. Charageat et C. Leveleux-Teixeira, (éd.), *Consulter, délibérer, décider. Donner son avis au Moyen Age(France-Espagne, VII^e- XVI^e siècles)*, Toulouse, 2010, pp.317-334.
- [9] Ead., La reconnaissance des délibérations lors des assemblées lyonnaises du XV^e siècle dans les registres consulaires:un problème politique, dans P. Boucheron et N. Offenstadt, (dir.), *L'espace public au Moyen Age. Débats autour de Jürgen Habermas*, Paris, 2011, pp.219-227.
- [10] A. Gallo, Le développement d'un réseau diplomatique par le conseil de ville de Sisteron au XIV^e siècle, dans *Les relations diplomatiques au Moyen Age. Formes et enjeux. XLII^e Congrès de la SHMESP(Lyon, 3-6 juin 2010)*, Paris, 2011, pp.219-225.
- [11] F. Garnier et N. Preynat, Notes sur les registres de délibérations des villes du Rouergue et de l' Auvergne. L'exemple de la Cité de Rodez et de Clermont au milieu du XV^e siècle, dans *Memini Travaux et Documents*, t.12, 2008, pp.233-290.
- [12] F. Garnier, Tenir conseil dans les villes du Rouergue d'après les registres de délibérations et de comptes(XIV^e-XV^e siècles), dans M. Charageat et C. Leveleux-Teixeira, (éd.), *Consulter, délibérer, décider. Donner son avis au Moyen Age(France-Espagne, VII^e- XVI^e siècles)*, Toulouse, 2010, pp.281-298.
- [13] L. Gaudreault, Écrit pragmatique, écrit symbolique:le premier registre de délibérations communales de Brignoles(1387-1391), dans *Memini Travaux et Documents*, t.12, 2008, pp.149-190.
- [14] M. Hébert et K. Fianu, (Textes rassemblés par), *L'Écrit et la ville*, dans *Memini Travaux et Documents*, Société des Études médiévales du Québec, t.12, 2008.
- [15] Ph. Lardin, La vie municipale à Rouen au lendemain de la révolte de la Harelle, travers le plus ancien registre de délibérations(1389-1390), dans Ph. Lardin et J. -L. Roch(Textes réunis par), *La ville médiévale en deça et au-delà de ses murs. Mélanges Jean-Pierre Leguay*, Rouen, 2000, pp.261-290.
- [16] C. Law-Kam Cio, Le premier registre de délibérations municipals de la ville de Barjols(1376-1393), dans *Memini Travaux et Documents*, t.12, 2008, pp.191-232.
- [17] S. Mérat, Une ville dans la tourmente, Troyes pendant la guerre de Cent Ans, d'après les archives du conseil de ville(1429-1433), dans *La Vie en Champagne*, no.33, 2003, pp. 28-32.
- [18] X. Nadrigny, L'opinion sur le roi. La guerre dans les registres de deliberations toulousains de la première

moitié du XV^e siècle, dans Fr. Foronda, Ch. Barralis et B. Sère, (dir.), *Violences souveraines au Moyen Age. Travaux d'une école historique*, Paris, 2010, pp.143-152.

[19] G. Small, Municipal Registers of Deliberations in the Fourteenth and Fifteenth Centuries: Cross-Channel Observations, dans J-Ph. Genet et Fr. -J. Ruggiu, (dir.), *Les idées passent-elles la Manche? Savoirs, représentations, pratiques(France-Angleterre, Xe-XXe siècles)*, PUPS, Paris, 2007, pp.37-66.

[20] J. Theurot, Dole, capitale du comté de Bourgogne au tournant des XV^e et XVI^e siècles, d'après les délibérations municipales(mai 1493-février 1509), dans P. Delsalle et L. Delobette, éd., *La Franche-Comté à la charnière du Moyen Age et de la Renaissance 1450-1550*, Besançon, 2003, p.71-106.

[21] Tölg, J. -Ch., Prendre avis, délibérer, conclure. Les délibérations municipales à Compiègne au début du XV^e siècle, dans M. Charageat et C. Leveux-Teixeira, (éd.), *Consulter, délibérer, décider. Donner son avis au Moyen Age(France-Espagne, VIIe- XVIe siècles)*, Toulouse, 2010, pp.299-316.